省　令

○総務省令第百二十一号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）及び日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）を実施するため、日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

総務大臣　武田　良太

日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令

（日本郵政株式会社法施行規則の一部改正）

第一条　日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（株式交換又は株式交付に際して株式等を交付することの認可の申請） **第四条**　会社は法第八条第一項の規定により株式交換又は株式交付に際して株式又は新株予約権を交付することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一　会社法第七百六十八条第一項各号に掲げる事項（同条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）又は同法第七百七十四条の三第一項各号に掲げる事項（同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同条第三項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。） 二　株式交換又は株式交付に際して株式又は新株予約権を交付する方法 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　株式交換又は株式交付に関する株主総会又は取締役会の議事録の写しのほか、執行役の決定があったときは、当該決定があったことを証する書類 ［削る］ 二　株式交換契約又は株式交付計画の内容を記載した書面	（株式交換に際して株式等を交付することの認可の申請） **第四条**　会社は法第八条第一項の規定により株式交換に際して株式又は新株予約権を交付することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一　会社法第七百六十八条第一項各号に掲げる事項（同条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。） 二　株式交換に際して株式又は新株予約権を交付する方法 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　株式交換に関する株主総会又は取締役会の議事録の写しのほか、執行役の決定があったときは、当該決定があったことを証する書類 二　株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）の定款 三　株式交換契約の内容を記載した書面